

令和元年度第1回青梅市介護保険運営委員会議事要旨

1 開催日時 令和元年5月20日（月曜日）14時00分～16時00分

2 開催場所 青梅市役所2階204会議室

3 出席者

【委員】

並木邦仁、田中三重子、藤本稔巳、石田信彦、久保朝子、青柳喜久江、江本浩、田中三広、
新井一夫

（敬称略・順不同）

【傍聴】

7人

議 事

事務局：皆様、本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
定刻になりましたので、令和元年度の、第1回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催
させていただきます。申し遅れましたが、私は、4月1日付の人事異動により、介護保
険課にまいりました、介護保険課長の中村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
なお、皆様、御承知かとは思いますが、本年4月に、市の組織改正があり、従来
の高齢介護課が、介護保険の認定、保険料、給付、事業所指定等を行う介護保険課と、
高齢者全般に対する事業や認知症、医療介護連携、包括支援センター等を担当する高齢
者支援課の2つに分かれております。本委員会の庶務は介護保険課で対応してまいりま
す。早速ではありますが、次第に沿って、順次進めさせていただきます。

続きまして、委員の改選により、委嘱状の交付を行います。

誠に恐縮ですが、副市長がお席に伺いますので、そのままお待ちいただき、私がお名前
をお呼びいたしますので、副市長から、委嘱状の受領をお願いいたします。

<委嘱状の交付>

事務局：続きまして、副市長から御挨拶を申し上げます。

<副市長挨拶>

事務局：副市長につきましては、このあと、所用がございますので、ここで退席させていた
だきます。それでは、次第に沿って進めて参りたいと思います。本日の委員会は、9名の
出席をいただきました。委員の出席者数が過半数を超えておりますので、青梅市介護保
険規則第52条の3により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。
また、本日の傍聴者ですが、7名おりますことを御報告いたします。

それでは、次第の4番委員自己紹介に移ります。お手元に配布しました参考資料1「青

梅市介護保険運営委員会委員名簿」をご覧ください。委員の改選をさせていただきますと、初めて顔を合わせる委員の方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、江本委員から順次よろしく願いいたします。マイクをまわしますので、それぞれお席で、一言で結構ですので、簡単な自己紹介をお願いします。

<委員 自己紹介>

事務局 : 続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

<事務局 自己紹介>

事務局 : 以上、委員および事務局の自己紹介を終了いたします。

それでは、本日の配布資料につきまして、確認をさせていただきたいと思います。<配布資料の確認>

また、資料2の別紙4、保険料の資料(p17)が誤っていましたので、差し替えがあります。申し訳ございません。そのほか、「第4期青梅市地域福祉計画」を策定いたしましたので、「概要版」を机上配布させていただきました。なお、新任の委員の方につきましては、第7期の「青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」も配布させていただいております。

お手元がない資料がございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。会議の途中でも、不足があるようでしたら、お声かけください。

続きまして、次第の5番 会長および副会長の互選に移ります。

<参考資料2に沿った説明>

事務局 : 参考資料2のまず裏面をご覧ください。頁の印字がなく申し訳ありませんが、次第の次の次になります。本日の介護保険運営委員会でございますが、青梅市の介護保険条例第11条に位置付けられておりますので、関係部分を印刷しております。任期は2年となっております。表面に移ります。こちらは条例にもとづき制定しております、「青梅市介護保険規則」であり、その抜粋でございます。この「第52条の2第2項」によりまして、介護保険運営委員会に「会長および副会長」を置くことになっております。第52条の3で、「委員会は会長が招集し、会長が議長」となりますが、委員の改選により会長がおりませんので、選出まで、僭越ですが私の方で進めさせていただきます。

それでは、会長の互選を行いたいと思います。慣例では、指名推薦となっておりますが、いかがでしょうか？

<異議なし>

事務局 : それでは、御承認いただきましたので、会長の指名推薦をお願いします。

委員 : 会長には、医師会代表であります江本委員を推薦いたします。

江本委員は、現在、青梅市医師会の会長であり、幅広い見識をお持ちである青梅市医師会の先生が適任ではないかと考えますので、御推薦を申し上げます。

事務局 : 会長に江本委員ということで御推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

<承認>

事務局：それでは、会長は江本委員に決まりました。よろしくお願ひします。なお、江本委員につきましても、会長席への移動をお願ひいたします。

会長の御挨拶を頂戴いたしまして、以後の議事につきましても、会長の進行でお願ひいたします。

会長：〈就任のあいさつ〉

それでは、続きまして、副会長の指名推薦をお願ひします。

委員：副会長には、伊藤委員を推薦いたします。伊藤委員は、高齢者クラブ連合会の会長でもございます。高齢者の代表という立場であり、介護保険と非常に密接な関係のある市内50近くの高齢者クラブの代表でいらっしゃる方でございます。また、昨年度も副会長をお引き受けいただき、適任と思ひ、御推薦を申し上げます。本日、体調不良とのことで、急遽、欠席とのことでございますが、みなさんいかがでしょうか。

会長：副会長に伊藤委員ということで御推薦いただきましたがいかがでしょうか。

〈承認〉

会長：それでは、副会長は伊藤委員に決まりました。伊藤副会長には、次回の運営委員会でひとこと御挨拶をいただきたいと思ひます。

会長：それでは、議題（1）報告事項ア 平成30年度第4回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について、事務局から説明をお願ひします。

事務局：平成30年度第4回の議事要旨につきましても、3月8日に、旧委員に原案をお送りいたしました。確認および修正期日を3月18日とさせていただきます、修正等の御意見はございませんでした。

本日、「資料番号1」として配布いたしました議事要旨について、改めまして修正等がございましたら、御意見を頂戴したいと存じます。

会長：ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。
（質問・意見なし）

会長：それでは、次の報告事項に移ります。

イ 介護保険事業の実施状況について、事務局から説明をお願ひします。

事務局：〈資料番号2に沿ひ説明〉

会長：ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

委員：4月より2課に分かれたことで窓口で番号札を取って待つようになりました。以前は、手の空いている職員が気付いて対応していただいておりますが、当番以外の方の対応が無くなっているのではないかと感じます。以前はソファに座って待つ方がいりませんでした、最近では多い時で1時間待つことが起きています。順番待ちの方が不利益に感じているのではないかと感ずれますので柔軟に対応していただけますでしょうか。

事務局：窓口対応につきましてもは試行的に以前から進めていたところですが、お待たせしているところは大変申し訳ありません。4月から温泉券が倍の発行に、また、高齢者クラブの事務局を高齢者支援課に移したこともあり、窓口の来庁者が増えております。窓口の

状況によっては隣の課の窓口を借りる、また、応援を頼み、お待ちいただいているソファのところで対応をさせていただいております。今後も、お待ちいただく方がいないよう日々運用を見直しつつ検討してまいります。

委員：毎月1日に区分変更をすることが多いのですが、土日・祝日だと翌開庁日でないと申請が出来ない現状があります。西多摩地域の他市町村に聞いたところ、条件はありますが、青梅市以外のすべての市町村が1日付で対応していると伺いました。申請が1日付で出来ないと多方面で不利益が生じてしまうため、対応いただけるよう御検討いただけますでしょうか。

事務局：詳しくは把握しておりませんが、受付をするとなった場合に、法的に問題が無いかどうか確認いたします。また、西多摩市町村の意見交換会等もあるので、都内26市の状況を含めて情報収集したいと思います。実施できるかどうかお返事は出来ませんが、どのような運用方法があるのか整理をし、検討させていただきます。

委員：認定日数が伸びておりますが、ゴールデンウィーク明けでは、癌末期の方でも結果が6月過ぎになると、お知らせが届いております。前回の運営委員会では、できる範囲で対応するとのことでしたが、なるべく早く認定結果を出していただければと思います。

事務局：ゴールデンウィークの10連休の影響もあり、審査会の委員にも事前に資料を送る等して、詰めた形で審査会を開催いたしました。結果としては30日を超えてしまっております。5月も審査会の回数を増やし、1日最大で40件と、最大限のところ審査をお願いしております。なるべく延期通知が出ないように事務局としても対応したいと思いますので御理解いただければと思います。

委員：認定の審査がIT化して10年以上経ちますが、審査を簡略化すべきではないかなと思います。ぜひ自治体から国の方に挙げていただき、検討していただいた方が良いと思います。

事務局：認定期間において、最大36か月が可能となっておりますが、都内の多くでは対応しているものの、青梅市では現在対応出来ておりません。施設入所等の要介護4、5の方の更新頻度が2年ですが、状態が変わらなければ36か月も可能であると国からも示されております。また、審査会の簡素化へ向けて国の動きもあります。申請の手間等もございしますので、認定審査会委員の皆様とよく相談しながら検証し、進めたいと思います。

委員：総合事業の訪問介護の家事特化について、入浴以外身体介護にならないため、調理等においてもヘルパーの対応となり、自立支援につながっておりません。市に問い合わせたところ、検証の結果にもとづいて、入浴のみとしているとのことでした。検証とは総合事業開始前の調査だと思われそうですが、2年が経過しているの見直しが必要なのではないのでしょうか。

事務局：市内の状況を確認し、内容についても創意工夫をしていくとなっていることから検証・研究を進めたいと思います。

会長：それでは、次の報告事項に移ります。

ウ 地域包括支援センター事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号3に沿った説明>

事務局 : 前回、委員会から御要望がありました相談業務における各地区の差について分析結果をとということでしたので、補足の説明をいたします。

<補足説明>

会長 : ただいまの説明について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

委員 : 各地域包括支援センターの表を出していただきましたが、数値に大きなばらつきがございます。原因について、運営上の違いなのか、地域の特性なのかといった点について分析がまだ出来ていないとのことですが、同じ市内でばらつきなく提供していただければと思いますので、分析を進めていただければと思います。

事務局 : 包括担当地区におきましては、直営以外はそれぞれ都市部と山間部でございます。現時点での地区ごとの状況については分析が進んでおりませんが、介護保険事業計画に記載がございまして、第2地区と第3地区の人口についてはさほど変わりはありませんが、要支援の方については150人ほど差があります。このような部分の分析についても、今年度予定しております、第8期計画に向けた調査において、委員の皆様からどのような調査にすれば良いのかなど、御意見をいただきつつ進めさせていただければと思います。

委員 : 以前、虐待防止ネットワーク連絡会でいただいた資料では平成29年度24件、平成30年度25件とありましたが、今回いただいた資料では平成29年度36件、平成30年度30件となっております。報道等からも通報件数が少ないのではないかと、発見にいたらないケースも多いのではないかと推測されますが、今回の件数については実際に虐待と認定された数値なのでしょうか、虐待疑いも含まれた数値なのでしょうか。

事務局 : 今回の資料における数値については、虐待と思われる相談件数になります。子どもと違い高齢者の虐待については密室で声を挙げられないことから通報につながりにくい現状があります。今後も、疑いがある場合はためらわずに相談してほしい旨、周知していきたいと思っております。

委員 : 昨年度の虐待防止ネットワーク連絡会の開催は1回だけでしたので、2回の開催をお願いします。やはり高齢者虐待は声を挙げずらい現状があるため、力を注いでほしいと思っております。

事務局 : 今年度においては2回開催を予定しております。また、御意見を参考に進めてまいりたいと思っております。

会長 : それでは、次の報告事項に移ります。

エ 地域密着型サービスについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号4に沿った説明>

会長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 : それでは、次の報告事項に移ります。

オ 生活支援体制整備事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号5に沿った説明>

会長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 : それでは、次の報告事項に移ります。

カ 日本版B P S Dケアプログラムの実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号6に沿った説明>

会長 : ただいまの説明について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 : それでは次の議題に移ります。

キ 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号7に沿った説明>

会長 : ただいまの説明について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 : それでは次の議題に移ります。

ク 令和元年10月からの消費税率引上げに伴う介護保険料軽減の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号8に沿った説明>

(質問・意見なし)

会長 : それでは次の議題に移ります。

ケ 平成31年度地域密着型サービス事業所の公募状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号9に沿った説明>

(質問・意見なし)

続きまして、7 その他 でございます。委員の皆様から何かございますか。

委員 : 高齢者の徘徊についてですが、短波放送を流すまでの一連の過程、早期発見のための他市との連携、また、GPSを利用した徘徊高齢者の家族支援サービスの利用者数と実際に発見されたケースについて教えていただければと思います。ケアマネジャー連絡会において、独自アンケートを実施したところ、徘徊の危険性がある方は59名いるものの、利用者は0名でした。理由はGPSを持って出かける可能性は低く有効でない、また、携帯電話のGPSを利用しているとのことでした。なお、靴の中にGPSが入っているものなどありますが、大変高価で導入が難しいことが想定されます。今のGPSのサービスが現状に合っているのかどうかを含めて検討いただければと思います。

事務局 : 短波放送の流れにつきましては、家族から警察へ相談があり、捜索しても見つからず、家族と警察が検討し、警察から市へ依頼があった場合、短波放送が流れます。そこから

発見された事例については何件かございます。GPSのサービスにつきましては、利用者の家族から安心につながっているとの声も伺っております。徘徊されている方におきましては、民生委員さんや地域の様々な方との関わりの中で、地域包括支援センターを含めて対応しているところではあります。シールを張るタイプのもの等、メーカーさんによるサービスと連動している物が様々にありますが、現在市で行っているGPSのサービスにおきまして、御指摘いただいたとおり、持っていなければ探せない等の課題があります。様々なサービスがありますが、今後も情報収集に努めたいと思います。

事務局：他市との連携につきましては、東京都に申請するとメールで徘徊者の情報を都内市町村に情報を共有するというのにはありますが、広範囲になってしまうという課題はあります。今後も西多摩の包括と情報交換等行い情報収集してまいりたいと思います。また、認知症サポーター等の受講者の中で希望がある方は、今後も認知症カフェ等の事業に参加してもらい、その都度情報交換に努めてまいりたいと思います。

委員：通所介護事業者の送迎車が送迎の際、市内を回っておりますので、運転手または添乗員へ行方不明者の情報について、配信メール等いただければ何か御協力ができるかと思っております。徘徊高齢者が事故を起こした際、多額の賠償責任が行われることに対し、神奈川県大和市や海老名市が契約者となって損害賠償保険に加入しているようですが、このような取り組みを検討しておりますでしょうか。

事務局：送迎車の案につきまして御提案ありがとうございます。御協力が必要となった際は、検討させていただきます。また、市の損害賠償保険についてですが、大和市民が新幹線に轢かれた死亡事故により先行したものであります。現時点では青梅市では検討しておりませんが、今後、国の制度で対応が出来るのかどうか等を含め、情報収集に努めてまいりたいと思います。

会長：それでは、事務局から何かありますか。

事務局：幾つかございます。

まず、本日、机上配布させていただきました、「第4期青梅市地域福祉計画（概要版）」でございます。こちらの計画につきましては、この運営委員会において諮問・答申をいただき策定しております「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の上位計画にあたるものです。昨年度の第3回運営委員会において、策定を進めている旨の御説明をさせていただきました。本年3月に策定しましたが、委員の皆様には配布するものは概要版で大変恐縮ですが、全文については、市のホームページでご覧いただけますので、御興味がありましたら、ご覧いただければ幸いです。本日御説明いたしました、「生活支援体制整備事業」などは、この計画と非常に密接な関係があります。

次に、次回の委員会ですが、本日の参考資料3にもありますとおり7月29日（月）を予定しておりますので、委員の皆様には御予定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日の資料および議事録については、作成後、各委員へ送付させていただきますので、

御確認いただきますようお願いいたします。

本日、資料を御用意しておりませんが、今年度から市が開催しております他の委員会などに倣いまして、この介護保険運営委員会の議事録と会議資料を市のホームページで公表していきたいと考えております。

正式には、第2回において、協議資料として提出を予定しておりますが、平成18年に運営委員会で御決定いただいた「青梅市介護保険運営委員会会議傍聴等取扱要綱」というものがあり、その中に、会議録および会議資料は、原則公開と規定されております。しかしながら、公開する資料が委員会の傍聴者に限られるとする表現もあるので、一般的な公開に向け整理をさせていただき、第1回である本日の資料から後日、公開していきたいと考えております。

なお、会議そのものは参考資料2の「介護保険規則 第52条の6」で「公開」とされており、希望者には傍聴していなくても資料もお渡ししておりましたが、ホームページへの掲載は、一切行っておりませんでした。

本来であれば、本日、協議資料として要綱改正案をお諮りすべきでしたが、他にも整理すべき内容がありましたことから、間に合わず、大変恐縮であります。正式な決まりとしては第2回でお諮りをしたいと考えております。

運用としては、委員会の資料は、委員会の翌日以降に公開する。議事録については、委員会において承認を得た後に公開するという形を考えております。

議事録および会議資料の公開につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

会 長 : 時代的になるべく公開するという方向ですので、委員会で御承認いただければよろしいんじゃないでしょうか。

(その他質問・意見なし)

事務局 : 特に異論もないようですので、第2回の運営委員会で要綱の改正について御協議をいただき、正式な承認をいただいたのち、ホームページで公表させていただきたいと存じます。

令和元年度から、資料の公開とあわせて、会議資料についても少し整理をしていきたいと考えております。これまでお示ししていない、指導検査の件数や負担割合証の状況、また賦課の段階別の数値など、市議会にはお示ししていてもこちらには出していなかったものなどもありますし、包括支援センターの相談件数や介護予防プランの再委託の表、また地域密着型通所介護の利用者数など、全体を見直しながら、少し整理をしていきたいと思っております。第2回目以降から、令和元年度の資料となりますので、改めてお示し等しながら、委員の御指摘等もいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会 長 : 本日は、長時間に渡り、熱心に御討議いただきありがとうございました。これで終了させていただきたいと思っております。事務局では、本日の論議を踏まえ、整理をよろしく願います。それでは、これにて散会といたします。御苦勞様でした。